

## 淀川水系流域委員会の存続および同水系河川整備計画原案の 見直し、再提示を求める声明

現在、淀川水系について河川整備計画の策定が進められているところ、河川管理者である国土交通省近畿地方整備局（以下「国土交通省」という。）が提示した「淀川水系河川整備計画原案」に対し、淀川水系流域委員会（以下「流域委員会」という。）は、本年4月25日、原案に盛り込まれた大戸川、天ヶ瀬、川上、丹生の4ダムの必要性について、十分説得的な説明がなされていないことを理由として、同原案の見直し、再提示を求める旨の意見を提示した。

しかるに国土交通省は、流域委員会のこの意見を事実上無視し、原案の次の段階である河川整備計画案に上記4ダムの建設を盛り込む方針を決め、さらに5月27日開催の流域委員会において、本年度分の委員会経費の大半を執行したとして、予算不足を理由に流域委員会の審議を打ち切るともとれる説明をした。今月20日には流域委員会の意見を置き去りにして、その最終的な意見も聞かないまま、河川整備計画案を発表した。

流域委員会は、1997年に河川法が、新たに「環境」を法の目的に加え、河川整備計画の策定段階に住民参加を採り入れた趣旨を受け、全国に先駆けて、2001年2月に設置された。同委員会には、公募委員や「地域の特性に詳しい委員」も加わり、徹底した情報公開のもと、広く委員会の外部からも意見を求めながら、延べ500回以上もの委員会、部会を開催して、徹底した審議が行われた。このような審議を尽くした結果として、河川環境に対するダムの影響に鑑み、できる限りダムに拠らない河川管理の考え方を打ち出した。これを受けて2005年7月には国土交通省も、計画中のダムのうち余野川、大戸川の両ダムについて事実上の中止を表明し、余野川ダムについては基本計画廃止が確定している。

当弁護士会も2002年8月に流域委員会「中間とりまとめ」に対する意見書を提示して以来、同委員会の活動に注目してきたが、流域委員会は、河川法改正の趣旨を実現した画期的な委員会として、「淀川モデル」を世に示したものと評価できる。

現在の流域委員会は、国土交通省が2007年1月に、任期満了と河川整備基本方針の策定未了を理由にいったん休止させたものの、世論の批判に遭い、委員候補推薦委員会を設置したうえ、公募を含めて委員を選定、同年8月に再開したものである。再開後も同委員会は、一旦中止を表明した大戸川ダムを含む4ダムの計画が盛り込まれた河川整備計画原案に対する意見をまとめるまでに21回の委員会を開催して審議を尽くしてきた。

今回、国土交通省が流域委員会の最終意見が出る前に予算を理由に同委員会の審議を打ち切り、河川整備計画案を見切り発車的に策定したことは、河川法16条の2の手に違反し同法の趣旨目的をないがしろにするものである。

よって、国土交通省は、流域委員会の意見を尊重して「淀川水系河川整備計画原案」を見直し、再提示すべきであり、同委員会の最終意見が得られるまで、同委員会を存続させて審議を尽くさせ、同委員会及び世論に対する説明責任を果たすべきである。

2008年6月23日（月）

大阪弁護士会

会長 上野 勝